

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件	三五
○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件	三五
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	三六
○土地改良区の定款の変更を認可した件	三六
○争議行為を行う旨通知があった件	三七
○一般競争入札を行う件	三七
○福島県教育委員会	三八
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報情報を定める件	三八

告 示

福島県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月五日から令和二年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和元年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
COOPベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地一一
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前） 理事長 荒井 信夫
（変更後） 理事長 吉川 毅一
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前） 生活協同組合コープあいづ
理事長 荒井 信夫
福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
（変更後） 生活協同組合コープあいづ
理事長 吉川 毅一
福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
- 三 変更した年月日
平成二十四年六月八日
- 四 届出年月日
令和元年十月十六日
- 五 届出をした者
生活協同組合コープあいづ
（商業まちづくり課）

福島県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年十一月五日から令和二年三月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

令和元年十一月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
COOPベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地一一
- 二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
（変更前） 午前十時（年間百日は午前九時）
（変更後） 午前九時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前） 午前九時四十五分から午後十時（年間百日は午前八時四十五分から午後十時）
（変更後） 午前八時四十五分から午後十時
- 三 変更しようとする年月日
令和元年十月十六日

- 四 届出年月日
令和元年十月十六日
- 五 届出をした者
生活協同組合コープあいつ

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十一月五日から同年十二月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ天寧寺店 福島県会津若松市天寧寺町二一九番一ほか六筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 - 1 来店及び退店車両の誘導方法、経路等については、関係機関との協議を継続しながら万全の対策を実施し、最大限の交通安全への配慮や交通渋滞等の解消に積極的に努めること。
 - 2 出店後においても、周辺地域の生活環境保全に関する苦情や要望などの問題が発生した場合には、速やかに誠意ある対応を行うこと。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、高郷土地改良区から令和元年十月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

令和元年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公 告

公告第三百三十四号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長高橋勝行から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和元年十月二十四日付けで通知があった。

令和元年十一月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 日時 令和元年十一月七日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、訪問ヘルパーステーション、デイサービスセンター岡小名、通所リハビリテーション、在宅福祉センター、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院付属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧及び山鹿クリニック
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労働課)

公告第135号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年11月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 中性子モニタリングポスト 2式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月30日（月）
- (4) 納入場所 大野局（福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634）ほか計2か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年11月29日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年11月29日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年11月5日（火）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙21枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年11月15日（金）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年11月15日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年12月17日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月16日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Neutron detector 2 sets
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 17 December 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 16 December 2019
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）第十七条第一項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を次のとおり定め、令和二年三月十六日以降に合格者を発表する試験から適用する。

なお、口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成三十年福島県教育委員会告示第六号）は、令和二年三月十三日限り廃止する。

令和元年十一月五日

福島県教育委員会

一 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容

試験の名称	福島県立高等学校入学者選抜学力検査	開示する項目	教科別得点及び合計得点	口頭により開示請求を行うことができる期間	前期選抜の合格者の発表の日から六日間	口頭により開示請求を行うことができる場所	出願先の県立高等学校
	福島県立高等学校連携型中高一貫教育に係る入学者選抜学力検査		教科別得点及び合計得点		連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の合格者の発表の日から六日間		出願先の県立高等学校

二 開示の方法
閲覧

(高校教育課)

